地縁による団体の規約例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○○町内会（自治会）規約（会則）**第1章　総則**（目的）第１条　本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。⑴　回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡⑵　美化・清掃等区域内の環境整備⑶　集会施設の維持管理⑷　○○○○○○○○○○○○⑸　○○○○○○○○○○○○（名称）第２条　本会は、○○町内会と称する。（区域）第３条　本会の区域は、北広島町、△△町××番地から○○番地まで及び□□町△△番地から××番地までとする。（主たる事務所）第４条　本会は、主たる事務所を広島県山県郡北広島町△△番地に置く。**第２章　会員**（会員）第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。２　本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。（会費）第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。（入会）第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。（退会等）第８条　会員が次の各号のいずれかに該当するときには、退会したものとする。⑴　第３条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。⑵　本人により○○に定める退会届が会長に提出されたとき。２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。**第３章　役員**（役員の種別及び選任）第９条　本会に次の役員を置く。⑴　会長　１人⑵　副会長　○人⑶　書記　○人⑷　会計　○人⑸　監事　○人　２　役員は、総会において、会員の中から選任する。３　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。（役員の職務）第１０条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。３　書記は、会務を処理する。４　会計は、本会の会計事務を処理する。５　監事は、次に掲げる業務を行う。⑴　本会の会計及び資産の状況を監査すること。⑵　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。⑶　会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。⑷　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。（役員の任期）第１１条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。（役員の解任）第１２条　役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、総会員の４分の３以上の議決により、これを解任することができる。**第４章　総会**（総会の種別）第１３条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。（総会の構成）第１４条　総会は、会員をもって構成する。（総会の権能）第１５条　総会はこの規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。⑴　事業計画の決定⑵　事業報告の承認⑶　予算の決定⑷　決算の承認⑸　その他本会の運営に関する重要な事項（総会の開催）第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。　⑴　会長が必要と認めたとき。　⑵　総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。　⑶　第１０条第５項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。（総会の招集）第１７条　総会は、会長が招集する。２　会長は前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。３　総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。（総会の議長）第１８条　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。（総会の定足数）第１９条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。（総会の議決）第２０条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（総会の表決権）第２１条　会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。（会員の書面表決等）第２２条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。２　前項の場合における、第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。（総会の議事録）第２３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。⑴　日時及び場所⑵　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）⑶　開催目的、審議事項及び議決事項⑷　議事の経過の概要及びその結果⑸　議事録署名人の選任に関する事項２　議事録には、出席した会員の中からその会議において選出された議事録署名人２人以上が議長とともに署名及び押印をしなければならない。**第５章　役員会**（役員会の構成）第２４条　役員会は、役員（監事を除く。以下この章において同じ。）をもって構成する。（役員会の権能）第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。⑴　総会に付議すべき事項⑵　総会の議決した事項の執行に関する事項⑶　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項（役員会の招集等）第２６条　役員会は、会長が必要と認めたとき招集する。２　会長は、役員の○分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。３　役員会を招集するときは、役員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記した書面をもって少なくとも○日前までに通知しなければならない。（役員会の議長）第２７条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。（役員会の定足数等）第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。**第６章　資産及び会計**（資産の構成）第２９条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。⑴　別に定める財産目録記載の資産⑵　会費⑶　事業に伴う収入⑷　資産から生ずる収入⑸　その他の収入（資産の管理）第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。　（資産の処分）第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の○分の△以上の議決を要する。（経費の支弁）第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。（事業計画及び予算）第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。２　前項の規定にかかわらず、毎年度開始後に予算が総会において議決されていないときには、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。（事業報告及び決算）第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３箇月以内に総会の承認を受けなければならない。※　会計年度終了前に総会を行う場合（総会が年１回）

|  |
| --- |
| （事業報告及び決算）第３４条　本会の事業計画及び決算は会長が事業計画書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。ただしその場合の収支決算は仮決算とし、会計年度末までの収支を含めた決算は、総会後再び監事の監査を受け、書面にて会員に報告するものとする。 |

（会計年度）第３５条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。**第７章　規約の変更及び解散**（規約の変更）第３６条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の同意を得、かつ、北広島町長の認可を受けなければ変更することができない。（解散及び残余財産の処分）第３７条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の同意を得なければならない。３　解散に伴う残余財産の処分は、総会において総会員の４分の３以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。**第８章　雑則**（備付け帳簿及び書類）第３８条　本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。⑴　規約⑵　会員名簿⑶　役員名簿⑷　認可及び登記等に関する書類⑸　総会及び役員会の議事録⑹　収支に関する帳簿及び証拠書類⑺　財産目録その他の資産の状況を示す書類⑻　その他必要な帳簿及び書類（委任）第３９条　この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。附　則　この規約は、○年○月○日から施行する。※　年度の途中で設立総会を開催した場合は、附則を次のように定めることが適当

|  |
| --- |
| 附　則１　この規約は、○年○月○日から施行する。２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。３　本会の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定に関わらず、設立認可のあった日から○年○月○日までとする。 |

 |